

## 令和5年3月定例会提出条例について（当初分）

〔市民総務部総務課〕

## 【目次】

1	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1 P～2 P
3	福知山市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例	2 P
4	福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 P～3 P
5	福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例	3 P
6	福知山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 P～4 P
7	市立福知山市民病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例	4 P
8	福知山市人権尊重推進条例	4 P～5 P
9	福知山鉄道館条例	5 P～6 P
10	福知山市佐藤太清記念美術館整備基金条例の一部を改正する条例	6 P

11	福知山鉄道館ポッポランド(仮称)整備事業等浅田基金条例の一部を改正する条例	6 P ~ 7 P
12	福知山市企業誘致促進及び操業支援条例の一部を改正する条例	7 P
13	福知山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	7 P ~ 8 P
14	福知山市都市公園条例の一部を改正する条例	8 P
15	福知山市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例	8 P
16	福知山市地域住民センター条例の一部を改正する条例	8 P

## 1 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(一部改正) 【保険年金課】

### 1 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

### 2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の支給総額（産科医療補償制度の対象となる場合の加算額を含む。）を42万円から50万円に引き上げることとした。

(第5条第1項関係)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げることとした。

(第14条の6の10関係)

(3) 低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第2号関係)

(4) 低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第3号関係)

(5) 特例対象被保険者等に係る届出に当たり必要となる提示物について、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知のいずれかに改めることとした。

(第25条の3第2項関係)

(6) 文言の整理を行うこととした。

(附則第4条関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 2 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(一部改正) 【子ども政策室】

### 1 改正の理由

福知山市妊産婦健康診査事業実施要綱による妊産婦健康診査事業に関する事務において利用する特定個人情報を追加することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

妊産婦健康診査事業に関する事務において利用する特定個人情報に、地方税関係情報及び生活保護関係情報を加えることとした。

(別表第2関係)

- 3 施行期日  
令和5年4月1日

**3 福知山市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例  
(一部改正)【子ども政策室】**

1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市子ども・子育て会議条例（平成25年福知山市条例第10号）の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 文言の整理を行うこととした。

(第1条、第2条関係)

- (2) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福知山市条例第6号）の一部改正

(改正条例第2条関係)

ア 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴い、削除することとした。

(第26条関係)

イ 文言の整理を行うこととした。

(第4条第2項、第6条第2項及び第3項、第7条第2項、第8条、第13条第4項、第15条第1項、第20条、第35条、第36条、第37条第2項、第39条第2項、第51条、第52条関係)

- (3) 福知山市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成26年福知山市条例第7号）の一部改正

(改正条例第3条関係)

ア 文言の整理を行うこととした。

(第1条、第2条の見出し関係)

- (4) 福知山市認定こども園条例（令和3年福知山市条例第22号）の一部改正

(改正条例第4条関係)

ア 文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(2)アの改正規定は、公布の日

**4 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

(一部改正)【子ども政策室】

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正の内容

(1) 安全計画の策定等について定めることとした。

(第8条の2関係)

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認について定めることとした。

(第8条の3関係)

(3) 家庭的保育事業所等の他の社会福祉施設等併設時における設備の共用及び職員の兼務に関し、共用及び兼務が可能となるように改めることとした。

(第11条関係)

(4) 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴い、削除することとした。

(第14条関係)

(5) 感染症等の予防及びまん延の防止のために研修等の実施に努めるよう改めることとした。

(第15条第2項関係)

(6) 文言の整理を行うこととした。

(第24条第2項関係)

## 3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(4)及び(6)の改正規定は、公布の日

## 5 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

(一部改正)【子ども政策室】

### 1 改正の理由

昭和幼稚園において2歳児一時預かり事業を開始することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

(1) 市立幼稚園の2歳児一時預かり事業が実施できるよう表を改めることとした。

(別表第3関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(別表第1関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 6 福知山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一部改正)【生涯学習課】

### 1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正の内容

(1) 安全計画の策定等について定めることとした。

(第7条の2関係)

(2) 業務継続計画の策定等について定めることとした。

(第13条の2関係)

(3) 感染症等の予防及びまん延の防止のために研修等の実施に努めるよう改めることとした。

(第14条第2項関係)

## 3 施行期日

令和5年4月1日

# 7 市立福知山市民病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する 条例

(一部改正) 【市民病院】

## 1 改正の理由

使用料及び手数料に係る消費税等相当額の計算方法の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 改正の内容

(1) 使用料及び手数料に係る消費税等相当額の計算方法を改めることとした。

(第2条第4項関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第2項関係)

## 3 施行期日

令和5年10月1日。ただし、(2)の改正規定は、公布の日

# 8 福知山市人権尊重推進条例

(新規) 【人権推進室】

## 1 制定の理由

全ての人の人権が真に尊重され、安心して住めるまちづくりの推進を図るため、条例を制定する必要がある。

## 2 制定の内容

(1) 全ての市民の人権が等しく尊重された社会を実現することを目的とし、必要な事項を定めることとした。

(第1条関係)

(2) 基本理念について定めることとした。

- (3) 市の責務について定めることとした。(第2条関係)
- (4) 市民の責務について定めることとした。(第3条関係)
- (5) 事業者の責務について定めることとした。(第4条関係)
- (6) 計画について定めることとした。(第5条関係)
- (7) 推進体制の充実について定めることとした。(第6条関係)
- (8) 協議会の設置について定めることとした。(第7条関係)
- (9) 相談体制等の充実について定めることとした。(第8条関係)
- (10) 市民及び事業者との協働について定めることとした。(第9条関係)
- (11) 教育及び啓発の充実について定めることとした。(第10条関係)
- (12) 調査について定めることとした。(第11条関係)

3 施行期日  
令和5年4月1日

## 9 福知山鉄道館条例

(新規)【産業観光課】

- 1 制定の理由  
福知山鉄道館の設置に伴い、条例を制定する必要がある。
- 2 制定の内容
- (1) 福知山鉄道館の設置目的及び設置位置を定めることとした。(第1条関係)
- (2) 事業について定めることとした。(第2条関係)
- (3) 入館料及び体験料について定めることとした。(第3条関係)
- (4) 入館料及び体験料の減免について定めることとした。(第4条関係)
- (5) 入館料及び体験料の不還付について定めることとした。(第5条関係)

(6) 入館者の禁止事項について定めることとした。

(第6条関係)

(7) 損害賠償について定めることとした。

(第7条関係)

### 3 その他条例の一部改正の内容

この条例の制定に伴い、下記のとおり附則で条例の一部改正を行う。

(1) 福知山市佐藤太清記念美術館条例（平成2年福知山市条例第21号）の一部改正

ア 共通券の金額を改めることとした。

(別表関係)

イ 共通券を福知山市佐藤太清記念美術館、福知山城天守閣及び福知山鉄道館の共通券に改めることとした。

(別表備考関係)

(2) 福知山城天守閣条例（平成31年福知山市条例第27号）の一部改正

ア 共通券の金額を改めることとした。

(別表関係)

イ 共通券を福知山市佐藤太清記念美術館、福知山城天守閣及び福知山鉄道館の共通券に改めることとした。

(別表備考関係)

### 4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日

## **10 福知山市佐藤太清記念美術館整備基金条例の一部を改正する条例 (一部改正)【文化・スポーツ振興課】**

### 1 改正の理由

佐藤太清記念美術館の整備及び事業への柔軟な基金の活用を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

(1) 題名を福知山市佐藤太清記念美術館振興基金条例とすることとした。

(題名関係)

(2) 設置の目的を改めることとした。

(第1条関係)

### 3 その他条例の廃止

この条例の改正に伴い、附則で福知山市佐藤太清賞基金条例（平成13年福知山市条例第6号）の廃止を行う。

### 4 施行期日

令和5年4月1日

## **11 福知山鉄道館ポッポランド（仮称）整備事業等浅田基金条例の一部を改正**



## する条例

(一部改正)【産業観光課】

### 1 改正の理由

福知山鉄道館ポッポランド(仮称)の名称変更等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

(1) 題名を福知山鉄道館運営事業等浅田基金条例とすることとした。

(題名関係)

(2) 施設の名称を「福知山鉄道館」とすることとし、基金の名称を「福知山鉄道館運営事業等浅田基金」とすることとした。

(第1条関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 12 福知山市企業誘致促進及び操業支援条例の一部を改正する条例

(一部改正)【産業観光課】

### 1 改正の理由

市内企業における工場等の新設等の更なる支援を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

工場等の新設及び建替えの定義等を改め、奨励金の交付条件を緩和することとした。

(第2条第2号及び第4号、第6条第3項関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 13 福知山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(一部改正)【都市・交通課】

### 1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正の内容

(1) 車椅子の用語の定義について改めることとした。

(第2条第2号関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第5号、第3条第2項の表、別表関係)

- 3 施行期日  
令和5年4月1日

**14 福知山市都市公園条例の一部を改正する条例**  
**(一部改正)【都市・交通課】**

- 1 改正の理由  
都市公園の利用料金の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
バーベキュー、キャンプその他これらに類する行為について利用料金を改め、文言の整理を行うこととした。  

(第3条第1項、別表第3第3項の表関係)
- 3 施行期日  
令和5年5月1日

**15 福知山市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例**  
**(一部改正)【都市・交通課】**

- 1 改正の理由  
放置自転車等の適切な撤去及び保管を行うため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
自転車等の用語の定義について改めることとした。  

(第2条第1号関係)
- 3 施行期日  
令和5年4月1日

**16 福知山市地域住民センター条例の一部を改正する条例**  
**(一部改正)【まちづくり推進課】**

- 1 改正の理由  
令和5年度から新たに6か所に地域住民センターを設置するため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
新たに川口、日新、六人部、成和、夜久野、大江地域に地域住民センターを設置し、各センターの使用料について別表を改めることとした。  

(第2条、第7条、別表第1、別表第2関係)
- 3 施行期日  
令和5年4月1日